

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、平成 29 年 10 月 25 日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

登録番号	農薬名（商品名）	農薬の種類名	製造者名
第18082号	日産テルスター水和剤	ビフェントリン水和剤	日産化学工業(株)
第20791号	テルスター水和剤	ビフェントリン水和剤	エフエムシー・ケミカルズ(株)
第23431号	ISK テルスター水和剤	ビフェントリン水和剤	石原産業(株)

■変更内容及び変更理由

【変更内容（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

- ・作物名「りんご」の本剤の使用回数を「2回以内」から「1回」へ変更する。
- ・作物名「ぶどう」の本剤の使用回数を「2回以内」から「1回」へ変更する。

【適用表（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

[変更前]

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ビフェントリンを含む農薬の総使用回数
りんご	モシクイガ キンモノガ キンモノモクガ ハマキムシ類 アブラムシ類 リンゴハダニ ナミハダニ	1000 倍	200～700 L/10a	収穫前日 まで	2 回以内	散布	2 回以内
ぶどう	チャノキイロアザミマ			収穫 14 日 前まで			2 回以内 (くん煙剤は 1 回以内)

[変更後]

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ビフェントリンを含む農薬の総使用回数
りんご	モシクイガ キンモノガ キンモノモクガ ハマキムシ類 アブラムシ類 リンゴハダニ ナミハダニ	1000 倍	200～700 L/10a	収穫前日 まで	1 回	散布	1 回
ぶどう	チャノキイロアザミマ			収穫 14 日 前まで			2 回以内 (散布は 1 回 以内、くん煙は 1 回以内)

【申請者による変更理由】

登録維持に必要な資料整備に経費と時間を要するため。

